

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)【令和4年3月31日終了】、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付【令和4年5月31日終了】及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)【令和5年3月31日終了】に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、児童手当、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)【令和4年3月31日終了】、令和3年度子育て世帯臨時特別給付【令和4年5月31日終了】及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)【令和5年3月31日終了】に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

和歌山市長

## 公表日

令和5年2月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)【令和4年3月31日終了】、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付【令和4年5月31日終了】及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)【令和5年3月31日終了】に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当又は特例給付の支給に関し主務省令で定める事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定請求の受理、審査、認定及びその他支給</li> <li>2 額改定請求の受理、審査、認定及びその他支給</li> <li>3 受給事由消滅届の受理、審査、認定及びその他支給</li> <li>4 現況届の受理、審査、認定及びその他支給</li> <li>5 その他各種届出の受理及び審査</li> <li>6 対象者に対する口座振込を基本とした支給</li> <li>7 1～5についての審査のための官公署等に対して必要な資料の請求</li> </ol> <p>和歌山市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活文)支給実施要綱で定める事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定請求の受理、審査、認定及びその他支給</li> <li>2 その他各種届出の受理及び審査</li> <li>3 対象者に対する口座振込を基本とした支給</li> <li>4 1～3についての審査のための官公署等に対して必要な資料の請求</li> </ol> <p>令和3年度和歌山市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)実施要綱で定める事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定請求の受理、審査、認定及びその他支給</li> <li>2 その他各種届出の受理及び審査</li> <li>3 対象者に対する口座振込を基本とした支給</li> <li>4 1～3についての審査のための官公署等に対して必要な資料の請求</li> </ol> <p>令和4年度和歌山市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活文)支給実施要綱で定める事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定請求の受理、審査、認定及びその他支給</li> <li>2 その他各種届出の受理及び審査</li> <li>3 対象者に対する口座振込を基本とした支給</li> <li>4 1～3についての審査のための官公署等に対して必要な資料の請求</li> </ol>
③システムの名称	<p>児童手当システム            中間サーバー            個人住民税システム            団体内統合宛名システム            共通基盤システム            既存住民基本台帳システム            電子申請システム            子育て世帯生活支援特別給付金システム            令和3年度子育て世帯への臨時特別給付システム            令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>児童手当受給者台帳ファイル            【令和3年度】低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)台帳ファイル            令和3年度子育て世帯への臨時特別給付台帳ファイル            【令和4年度】低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)台帳ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の56、101の項            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条及び74条            公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) 別表第二の26、30、87の項 (情報照会の根拠) 別表第二の74、75、121の項  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第19、44条 (情報照会の根拠) 第40条、40条の2、59条の4	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉局 こども未来部 こども家庭課	
②所属長の役職名	こども家庭課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市総務局総務部総務課 電話073-435-1314	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市福祉局こども未来部こども家庭課 電話073-435-1219	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

### Ⅳ リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市総務局総務部市政情報課 電話073-435-1314	〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市総務局総務部総務課 電話073-435-1314	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和3年7月13日	評価書名	児童手当に関する事務 基礎項目評価書	児童手当及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務 基礎項目評価書	事後	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため
令和3年7月13日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	和歌山市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	和歌山市は、児童手当及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため
令和3年7月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童手当に関する事務	児童手当及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)に関する事務	事後	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当又は特例給付の支給に関し主務省令で定める事務  1 認定請求の受理、審査、認定及びその他支給 2 額改定請求の受理、審査、認定及びその他支給 3 受給事由消滅届の受理、審査、認定及びその他支給 4 現況届の受理、審査、認定及びその他支給 5 その他各種届出の受理及び審査 6 対象者に対する口座振込を基本とした支給 7 1～5についての審査のための官公署等に対して必要な資料の請求	児童手当又は特例給付の支給に関し主務省令で定める事務  1 認定請求の受理、審査、認定及びその他支給 2 額改定請求の受理、審査、認定及びその他支給 3 受給事由消滅届の受理、審査、認定及びその他支給 4 現況届の受理、審査、認定及びその他支給 5 その他各種届出の受理及び審査 6 対象者に対する口座振込を基本とした支給 7 1～5についての審査のための官公署等に対して必要な資料の請求  和歌山市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活文)支給実施要綱で定める事務  1 認定請求の受理、審査、認定及びその他支給 2 その他各種届出の受理及び審査 3 対象者に対する口座振込を基本とした支給 4 1～3についての審査のための官公署等に対して必要な資料の請求	事後	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため
令和3年7月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム 中間サーバー 個人住民税システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム 既存住民基本台帳システム 電子申請システム	児童手当システム 中間サーバー 個人住民税システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム 既存住民基本台帳システム 電子申請システム 子育て世帯生活支援特別給付金システム	事後	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	児童手当受給者台帳ファイル	児童手当受給者台帳ファイル 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)台帳ファイル	事後	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため
令和3年7月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の56、100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため
令和3年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の26、30、87の項 (情報照会の根拠) 別表第二の74、75の項  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第19、44条 (情報照会の根拠) 第40条、40条の2	番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の26、30、87の項 (情報照会の根拠) 別表第二の74、75、121の項  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第19、44条 (情報照会の根拠) 第40条、40条の2	事後	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月13日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和 2年 4月 1日	令和 3年 7月 1日	事後	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため
令和3年7月13日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和 2年 4月 1日	令和 3年 7月 1日	事後	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため
令和5年2月3日	評価書名	児童手当及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務 基礎項目評価書	児童手当、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)【令和4年3月31日終了】、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付【令和4年5月31日終了】及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)【令和5年3月31日終了】に関する事務 基礎項目評価書	事後	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金について、新型コロナウイルス感染症の長期化の中で物価高騰等の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	和歌山市は、児童手当及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	和歌山市は、児童手当、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)【令和4年3月31日終了】、令和3年度子育て世帯臨時特別給付【令和4年5月31日終了】及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)【令和5年3月31日終了】に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金について、新型コロナウイルス感染症の長期化の中で物価高騰等の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため
令和5年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童手当及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)に関する事務	児童手当、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)【令和4年3月31日終了】、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付【令和4年5月31日終了】及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)【令和5年3月31日終了】に関する事務	事後	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金について、新型コロナウイルス感染症の長期化の中で物価高騰等の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>児童手当又は特例給付の支給に関し主務省令で定める事務</p> <p>児童手当又は特例給付の支給に関し主務省令で定める事務</p> <p>1 認定請求の受理、審査、認定及びその他支給            2 額改定請求の受理、審査、認定及びその他支給            3 受給事由消滅届の受理、審査、認定及びその他支給            4 現況届の受理、審査、認定及びその他支給            5 その他各種届出の受理及び審査            6 対象者に対する口座振込を基本とした支給            7 1～5についての審査のための官公署等に対して必要な資料の請求</p> <p>和歌山市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活文)支給実施要綱で定める事務</p> <p>1 認定請求の受理、審査、認定及びその他支給            2 その他各種届出の受理及び審査            3 対象者に対する口座振込を基本とした支給            4 1～3についての審査のための官公署等に対して必要な資料の請求</p>	<p>児童手当又は特例給付の支給に関し主務省令で定める事務</p> <p>1 認定請求の受理、審査、認定及びその他支給            2 額改定請求の受理、審査、認定及びその他支給            3 受給事由消滅届の受理、審査、認定及びその他支給            4 現況届の受理、審査、認定及びその他支給            5 その他各種届出の受理及び審査            6 対象者に対する口座振込を基本とした支給            7 1～5についての審査のための官公署等に対して必要な資料の請求</p> <p>和歌山市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活文)支給実施要綱で定める事務</p> <p>1 認定請求の受理、審査、認定及びその他支給            2 その他各種届出の受理及び審査            3 対象者に対する口座振込を基本とした支給            4 1～3についての審査のための官公署等に対して必要な資料の請求</p> <p>令和3年度和歌山市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)実施要綱で定める事務</p> <p>1 認定請求の受理、審査、認定及びその他支給            2 その他各種届出の受理及び審査            3 対象者に対する口座振込を基本とした支給            4 1～3についての審査のための官公署等に対して必要な資料の請求</p>	事後	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金について、新型コロナウイルス感染症の長期化の中で物価高騰等の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p>令和4年度和歌山市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活文)支給実施要綱で定める事務</p> <p>1 認定請求の受理、審査、認定及びその他支給  2 その他各種届出の受理及び審査  3 対象者に対する口座振込を基本とした支給  4 1～3についての審査のための官公署等に対して必要な資料の請求</p>		
令和5年2月3日	<p>I 関連情報</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>③システムの名称</p>	<p>児童手当システム  中間サーバー  個人住民税システム  団体内統合宛名システム  共通基盤システム  既存住民基本台帳システム  電子申請システム  子育て世帯生活支援特別給付金システム</p>	<p>児童手当システム  中間サーバー  個人住民税システム  団体内統合宛名システム  共通基盤システム  既存住民基本台帳システム  電子申請システム  子育て世帯生活支援特別給付金システム  令和3年度子育て世帯への臨時特別給付システム  令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金システム</p>	事後	<p>令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金について、新型コロナウイルス感染症の長期化の中で物価高騰等の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため</p>
令和5年2月3日	<p>I 関連情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイル名</p>	<p>児童手当受給者台帳ファイル  低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)台帳ファイル</p>	<p>児童手当受給者台帳ファイル  【令和3年度】低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)台帳ファイル  令和3年度子育て世帯への臨時特別給付台帳ファイル  【令和4年度】低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)台帳ファイル</p>	事後	<p>令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金について、新型コロナウイルス感染症の長期化の中で物価高騰等の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の56、100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の56、101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条及び74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金について、新型コロナウイルス感染症の長期化の中で物価高騰等の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため
令和5年2月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の26、30、87の項 (情報照会の根拠) 別表第二の74、75、121の項  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第19、44条 (情報照会の根拠) 第40条、40条の2	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) 別表第二の26、30、87の項 (情報照会の根拠) 別表第二の74、75、121の項  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第19、44条 (情報照会の根拠) 第40条、40条の2、59条の4	事後	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金について、新型コロナウイルス感染症の長期化の中で物価高騰等の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため
令和5年2月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和 3年 7月 1日	令和 4年 8月17日	事後	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金について、新型コロナウイルス感染症の長期化の中で物価高騰等の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和 3年 7月 1日	令和 4年 8月17日	事後	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金について、新型コロナウイルス感染症の長期化の中で物価高騰等の影響を受けている子育て世帯へ、迅速に支給すべき性質であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)に該当するため